明治二十五年十二月廿四日

（本號八頁）（三月分滯十月分一年一日）郵便信省認可

（定價金二錢）

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報

第三千五百三十四號
明治廿九年十二月廿四日土曜日
賣捌壬辰十一月六日（庚寅）
日出午前六時五十分 入午後四時三十二分
月出午前十時二十七分 入午後十時十一分
潮汐午前八時二十分 午後八時四十分
（西暦一千八百九十二年）

●歳末歳首の廣告

歳末歳首の時事新報は臨時に部數を増刊するのみならず一部の頁數も平生に數倍するを以て印刷上多くの時間を要す隨て廣告申込の期日を早めざるを得ず就ては來る三十日以後の時事新報に廣告御掲載相成度方は可成前以て御申込被下度左の期日に後れたる廣告の申込は御依頼に應ずる能はざる事あるべし

來廿一日の紙上に掲る廣告　申込期日來廿八日限
來廿一日の紙上に掲る廣告　申込期日來廿九日限
一月一日の紙上に掲る廣告　申込期日來三十日限

●月曜日のみ休刊

時事新報は一週一日即ち月曜日に休刊するのみなるに大祭祝日にも休刊する事と思ひ誤れる方あり此の誤解は祭日祝日の多き歳首に際して讀者并に廣告依頼者諸君の爲め不都合寡からざれば念の爲め本紙の休刊日を左に掲ぐ

●本紙休刊は日曜日のみ其他は歳末歳首祝日祭日にても打通しに發刊す

時事新報

左の一篇は社友某氏の寄稿なり鐵道問題の參考として資する所少なからざれば爰に掲ぐ

軍用鐵道と商用鐵道

鐵道敷設に官設と私設とあり其孰れを用ふるの目的に於て軍用と商用の別あり我國今や鐵道敷設法なるものの輿論は今正に八〜に傾注して其撰擇取捨は實に國家緊要の大問題たり夫れ鐵道は文明の利器なり之を利用するの効益たるや洵に明白なれども若し其用を誤るときは害毒不幸も亦一國を危くするあるにも拘はらず世人は皆その利益のみを喋々して其憂慮す可きものに就ては之を論ずる者殆んど稀なり蓋し軍用を主とすれば自から國有となして相當の制限を立つ可く商用を主とすれば私有となして任意に便利を得せしむ可し而して商用は便利と敗益とを目的とするが故に平坦の地を撰みて敷設費を省き成るたけ都府を貫通して人荷の多きを謀るに引換へ軍用に至ては戰時の危險あるが爲めに往々にして其便益を棄てざる可らず是れ皆その國の地形國情に從ひ器宜較量す可き所にして我輩は先づ其大概を示さんが爲め左に鐵道の本元たる歐洲に於て軍用と商用とを如何に取捨せられつゝあるかを一顧す可し

歐亜大陸に鐵道の敷設せらるゝや恰も蛛網の如く都鄙共に備りまた遺憾なしと云ふ可し土耳其、バルガン半島、露西亞、墨國、舊葡牙、西班牙、瑞典、伊太利、埃太利、佛蘭西、日耳曼より英國に至るまで時間表の示す所に從て汽車旅行をなせば殆んど時間を徒費するとなし陸の交通此の如きを共に海海の便は古來風に發達するが故に其便利は言ふ迄もなく至れり盡せりと雖も列國互に抗爭して自國相對する今の形勢に在ては斯る便益ばかりを以て敵百里外なる敵兵をも瞬間に自國内に引致するの媒ともなり或は有事の際の用意として頼み切つたる便利をも一朝破壊せらるゝの懐なきに非ざれば國境の防備山野の塞壘は鐵道の普及軍事の進捗と相競ふて至らざるなし殊に列國いづれも相窺隙し相防禦すれども其國境は大抵狹薄小丘の遮るあるのみ高山大河等天險の之を區劃するもの多からずして彼の浸遊者が驀行中突然税關吏に檢査せられて始めて一境域を過ぎたるを知るなど絶海の冨嶋たる日本帝國の如きものに非ざるが故に其政策上私設鐵道を取らんと欲するも能はず勢ひ國有と爲さゞる可らざるのみか頻に軍旅運搬の方法を講究し鐵道事業に關する大小の役員に至るまで成る可く滿役の軍人を以てする等特に佛獨露露に於て見る可きもの多し且つ夫れ歐洲大陸に於ける大小都會の地形たるや必らず河海の便に憑らざるはなく而して水に沿ふの地勢は概ね平坦なるが故に鐵道經濟の點より見れば宜しく海濱と沿河とを主とし且つ都會を貫連する の線路を撰む可きや當然なれども如何せん列國の全土は平常ともに一種の戰場なればソレさへ眼目銷念して唯戰時の安全を謀るの外なし實に歐洲大陸の鐵道は戰場に於ける軍務なり其經濟を念ふに遑あらずして布設上組織上すべて軍用を主としたるは蓋し必然の所なるのみ然るに此全歐の大渦中にありて獨り其揆を異にするものあり英吉利合衆王國是れなり

英は海國なり邊境の虞自から大陸諸邦の如くならざるが故に國防には海軍を主とし鐵道にも私設を採り國力を挙げて充實して必要なる軍艦は之を備ふるのみと難雖にあらず蓋し鐵道を利用するの大なる彼の大陸の軍用鐵道に比して實利の多寡決して同日の談にあらず即ち國力の増進上實に一大懸隔あるの敷を見る可し更に英の國の大鐵道中に就て首府倫敦より北の方蘇國エディンバラー府に通ずる東、西、中陸三鐵道線の比較を記さんに抑も此兩府を連絡する線路の里程は三線ともに四百哩斗りにして彼此長短の差僅に十哩以内に過ぎず皆私設の會社より成り自由競爭の間に運輸しつゝあるものにして敗益の多寡は恰も敗設の順に應ずといふ其第一は大北鐵道會社にして充分に平坦地と繁昌地とを測定し倫敦府起點よりウグビー市、バーミンハム市、クリュウ市を貫きて國の中心と西南部及びウエールス地方と連絡して同國工業の盛地たるマンチスターに達し四面の諸市を敗攬する上に西にリヴアプール東にリーズ市、セフチールド市御社進んで紡績業地たるランカシヤを經て出炭地なるカライル市を通過しカスケーアスに於て大造船地なるグラスゴー市を西北二三十哩に亟りてエディンバラー府に達するなり第二は大東鐵道會社にして東海岸に沿ふて北進し倫敦起點よりピーターバラー市、ニューワーク市を貫きて東南地方の農産工品及び水産に據り又北方の畜郡なるヨーク市に達し産鐵地方なるストックトン市、ダラム市より採炭と造船の地方なるタイン河畔のニウカツソル市を通過して以て國とくエディンバラー府に到る此沿線の繁華は前の大北線に及ばずと雖も中々有利の線路にして右兩線ともに平坦を撰み北進するに從ひ共に海岸に沿ふものなり

第三は中陸鐵道會社にして倫敦府起點より前兩線の中間を蜿蜒し郡會最も少なく山岳最も多く山の高きは水面千二百呎計りの所を過ぎて同じく蘇國首府に達するものなれば經費最も多く收益最も少なし唯沿線の地形險峻にして風光目を娯ましむること萬一外敵侵來の日に於て敵艦の砲擊に遇ふも驚くべきなきの安全ありと云ふ軍用と商用との差違は概ね此類のものと知る可し顧みて我が地形國情は如何

（以下次號）

官報

○大藏省令第十一號

文官俸給支給細則左ノ通リ相定メ明治二十六年一月一日ヨリ施行ス

但明治二十三年當省令第十號ハ本令施行ノ日ヨリ廢止ス

明治二十五年十二月二十三日　大藏大臣渡邊國武

文官俸給支給細則

第一條　高等文官及判任文官ノ俸給ハ各國左ノ日割定ニ於テ支給スルモノトス但休日ニ當ルトキハ廢止ス

毎月廿一日　外務省及其所管經費ニ關スル官廳　内務省及其所管經費ニ關スル官廳
大藏省及其所管經費ニ關スル官廳　陸軍省及其所管經費ニ關スル官廳
海軍省及其所管經費ニ關スル官廳

毎月廿二日　陸軍省及其所管經費ニ關スル官廳　海軍省及其所管經費ニ關スル官廳
司法省及其所管經費ニ關スル官廳

毎月廿三日　文部省及其所管經費ニ關スル官廳　農商務省及其所管經費ニ關スル官廳
逓信省及其所管經費ニ關スル官廳

第二條　非常勤官吏給與令第十七條ニ依リ復勤調理ヲ命セラレタル者其調理期月以降ニ渉リ全月分ヲ支給スルモノハ第一條ノ支給定日ニ依ル但最後ノ月ハ日割ヲ以テ調理終了ノ翌迄ヲ其際支給ス

第三條　轉任者ノ俸給ハ其發令ノ當日迄ヲ甲職ノ負擔トシ翌日以降ノ分ハ乙職ニ於テ之ヲ支給スルモノトス

第四條　他職ヘ轉任シタルモノハ第一條ノ支給日ニ拘ラス日割計算ヲ以テ發令ノ當日迄ニ係ル俸給ヲ其際支給ス

第五條　他職ヘ轉任ノ際俸給為換アルトキハ前任職ニ於テ其際之ヲ還付スヘシ

第六條　俸給支ヲ定日後他職ヘ轉任シ來リタルトキハ後任職ニ於テ其月ノ翌日數ニ對スル俸給ヲ其際支給スルモノトス

第七條　高等官等俸給令第十八條ニ依リ減給ノ者非常勤官吏ニ轉任及死亡ノ時ハ其減給ニ係ル當月分ノ全額ヲ支給スルモノトス

第八條　傷病恩引若シハ特別勤務中ニ算入セス又罰氣ト私事故障ト連續スル場合ニ於ハ之ヲ通算セス

第九條　俸給ヲ支給スルニ當リ計算上屋位未滿ノ端數ヲ生スルトキハ之ヲ切捨ルモノトス

日割計算ノ法ハ其月ノ現日數ニ依ルヘシ

○逓信省令第十七號

明治二十三年十一月當省令第二十號船籍規則施行細則ハ船籍規則實施ノ期日迄之ヲ實施セス

明治二十五年十二月二十三日　逓信大臣伯爵黒田清隆

雜報

○生絲檢査所法案

議員提出

衆議院議員中谷政振の人々提出者となりて生絲檢査所法案を提出したり其法案幷に理由は左の如し

生絲檢査所法案

第一條　生絲檢査所は横濱神戸の兩市に之を設く

第二條　本邦製産の生絲を賣買する者は内外人を問はず檢査所に對し生絲の檢査を請求するみとを得但檢査料を徴せず

第三條　生絲檢査所は農商務大臣の所管とし此法律施行に關する細則は同大臣之を定む

理由

抑我輸出産絲は本邦總輸出金額の五分の二に當り重要物産なるは論を俟たず然れども其賣買の實況を見る品質を檢し價格を定むる等總て外人の掌握に歸し我に關する所の損失不便勝て計る可からず今海外生絲市場の景況を觀るに伊佛に在ては已に檢査所の設あり米國紐育に於ても近來又之を設立せんと而して其組織は或は一定の

營業に成るあり或は有志の合同は之を官立となし十有餘年の後せしめたり凡て是等の檢査所は生絲の斤量品位等を鑑査し之に一定に公證あり兩者疑懼の念を去り檢査を經たる者は絶て之を買入れ地を掃ふに至れりと云ふ

今日横濱及神戸の兩市に檢査所の手段に依らず内外人の希望に其方法は佛國里昂伊國未蘭の檢査商館及其他の會社等に於て實を一層精密にせんとするものに打破し又は類なき新法を創むるに

第一　水分を檢査し正量を定むる事

第二　纖度を檢査し細太齊不齊を

第三　切斷の多寡を檢査し

第四　壓力彈力を檢定する事

第五　護謨質の分量を檢定する

第六　顔節の多寡を檢査する

但此六項中最重要なる

亦充分檢査を與ふべし又買若くは水分と纖度と二項の

若くは望者の自由に任ずるもの

右の方法を以て檢査所を設け生

斤量品位の精確を保し其證明書

見本取引を實行し實買上の信用

虞を若くは除物違約等の爲め被

ものなり

横濱生絲檢査所豫算

一金　六萬三千零四十一圓

一金　一萬七千百圓

神戸生絲檢査所豫算

一金　三萬零五百五十圓

一金　六千七十八圓

提出者

神奈川　知事　立川雪平
武蔵　傳二郎　牛塚卓蔵
熊谷　孫六郎　安東九華
鹿島　與道　内藤利八
愛媛者　原地　政敬　谷　駒平
今井　覺一郎　茂永郎
和田　織
永井松右衛門
佐々木　正義　大須賀勝之助
植田　清一郎　彌田
佐々　友房　山本　登

○麻生義一郎氏

馬關毎日新聞は家事の都合により今度同社を辭

○新刊書

●脚氣病と米穀と原因上關係並に米穀に歸するの說は從來誠に唱するものありて現にその病毒を麦飯に代へたるものあり實際斯くためしもある由なるが未だ病理上に足らざるを以てこれを精究す

面白き興趣なるべしの書は神戸

成績を著したるものにて同じく病

敗されぬもその間、自ら相違なき

米飯説はいづれの米にも毒素ある

氏の說は一定の貯蓄米にのみ存し

ふたるもの陳氣を發すと說けり而

は制台に溫氣を含みたる兩羽米越

種の米中には脚氣病素の比較的に

といへり氏がこの度の研究の大概

風は過分多き米穀中當面の寄生す

毒成分の中場からと雲作に於て論ず